

令和7年度 第2回 秩父市立病院建設計画策定委員会 次第

日 時 令和7年10月3日（金）

午後1時30分～

場 所 秩父市役所 本庁舎4階第1・第2委員会室

1 開 会

2 議 題

（1）会議の公開に関する要綱案について

（2）建設候補地の検討状況について

（3）病床数の検討状況について

（4）その他

3 閉 会

秩父市立病院建設計画策定委員会の会議の公開に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、秩父市立病院建設計画策定委員会の会議（以下「会議」という。）の透明かつ公正な運営を図るため、会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開の基準）

第2条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 会議において、秩父市情報公開条例（平成17年秩父市条例第10号）第10条の規定に該当する事項を議題とするとき。
- (2) 会議を公開することにより、個人や団体等の権利利益が害されるおそれがあると認められるとき。
- (3) 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められるとき。

（公開又は非公開の決定）

第3条 委員長は、前条に定める基準に基づき、会議の公開、一部公開又は非公開を、会議に諮って決定するものとする。

- 2 委員長が選任されていないときは、会議の庶務を担当する課等（以下「担当課」という。）の長が会議に諮り、公開、一部公開又は非公開を決定するものとする。
- 3 前各項の決定は、特別な理由がない限り、会議の議事の前に行うものとする。
- 4 委員長又は担当課の長は、会議を一部公開又は非公開と決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

（会議開催の周知）

第4条 会議を開催するに当たり、担当課は、会議開催日の7日前までに、会議開催について適切な方法により周知に努めるものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があるときは、この限りではない。

（会議の公開方法等）

第5条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

- 2 担当課は、第3条の規定により公開又は一部公開と決定した会議において、会議の会場に傍聴席を設けるものとする。
- 3 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分けるものとする。
- 4 会議における傍聴を認める者（以下「傍聴人」という。）の一般席の定員は8人とする。

- 5 傍聴人は、第3条の規定により公開又は一部公開と決定した会議のみ傍聴できるものとする。

(傍聴の手続)

第6条 傍聴の受付は、会議の開会20分前から開始し、一般席の傍聴を希望する者は、担当課の職員（以下「係員」という。）から受付番号の番号札（以下「受付番号札」という。）の交付を受けることとする。

- 2 会議の開会10分前の時点で、受付番号札の交付を受けた者が前条第2項の定員を超えないときは、その者を一般席の傍聴人と決定し、定員を超えるときは、抽選で一般席の傍聴人を決定するものとする。ただし、委員長が特に必要と認めるときは、先着順その他の方法により決定することができる。

- 3 抽選により決定する場合は、会議の開会10分前の時点で、受付番号札の交付を受けた者により行う。

- 4 受付番号札の交付を受けた者は、一般席の傍聴人を決定する際に、受付番号札を係員に返還しなければならない。

- 5 一般席の傍聴人に決定された者は、所定の場所で氏名、住所、電話番号その他委員長が必要と認める事項を傍聴人受付票に記入し、係員から傍聴番号の番号札（以下「傍聴番号札」という。）の交付を受けることとする。

- 6 一般席の傍聴人が前条第2項の定員に達したときは、一般席の傍聴人の受付は終了する。会議開会時間になっても定員を超えない場合の取扱いについては、委員長の判断によるものとする。

- 7 傍聴番号札の交付を受けた者は、同番号の一般席において当該会議に限り傍聴することができるものとし、傍聴を終え退場するときは、傍聴番号札を係員に返還しなければならない。

(傍聴できない者)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 銃器その他危険な物を持っている者
- (3) ビラ、プラカード、垂れ幕等を携帯している者や、ラッパ、太鼓等の楽器の類やメガホン、拡声器等を携帯している者
- (4) 前号に掲げるもののほか、会議を妨害することや他人に迷惑を及ぼすことになると認められる器物等を携帯している者
- (5) その他、委員長が傍聴を不相当と認める者

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、委員長及び係員の指示に従うとともに、次の事項を守らなければならない。

- (1) 委員会の会議を行う場所に入らないこと。
- (2) 私語、談話、拍手等をしないこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は言論に対して可否を表明しないこと。
- (4) 会場に現存する者に対して示威的行為をしないこと。
- (5) 飲食（体調管理のための水分補給を除く。）又は喫煙をしないこと。
- (6) 携帯電話端末等は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。
- (7) 写真、動画等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、委員長が特に認めた場合は、この限りではない。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、議事を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

（違反に対する措置）

第9条 委員長は、傍聴人が前条の規定に違反したと認めるときは、当該傍聴人を制止し、これに従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

- 2 傍聴人は、委員長が前項の規定により退場を命じたときは、係員の指示に従い、直ちに退場しなければならない。

（指示）

第10条 この要綱に定めるもののほか、傍聴人は、委員長の指示に従わなければならない。

（会議資料の提供）

第11条 傍聴人に会議資料（非公開情報等が記載されている部分を除く。以下同じ。）を提供するものとする。ただし、図面、地図、写真、冊子等で個別に提供することが困難なものは、会場に備えて傍聴人の閲覧に供するよう努めるものとする。

- 2 委員長は、提供することが会議の運営上適当でないと思われる資料がある場合は、会議に諮り、当該資料を提供しないことを決定することができる。

（議事運営の配慮）

第12条 担当課は、会議に付する議題に係る資料等の事前配付を行うなど、効率的で効果的な議事運営を図るよう努めるものとする。

- 2 委員長は、第3条第1項の規定により、一部を公開しないことを決定した会議を開催するときは、公開する議題を最初に諮り、その後に非公開の議題を諮るなど、傍聴人に配慮した議事運営に努めるものとする。

（会議結果の作成）

第13条 会議の公開、一部公開又は非公開にかかわらず、会議終了後5週間程度で会議録を作成することとする。ただし、委員長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

- 2 会議録は、担当課が文言の整理をするとともに、各発言者に発言内容の確認を行った上で作成することとする。

(会議録、答申書等の公表)

第14条 担当課は、前条の規定により作成した会議録のうち、公開と決定した会議の会議録については、ホームページに掲載しなければならない。

- 2 前項の規定によりホームページに掲載する会議録については、会議資料を添付するものとする。

- 3 委員会の協議結果をまとめた答申書、報告書等を作成したときは、ホームページへの掲載等により公表しなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、会議の公開に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

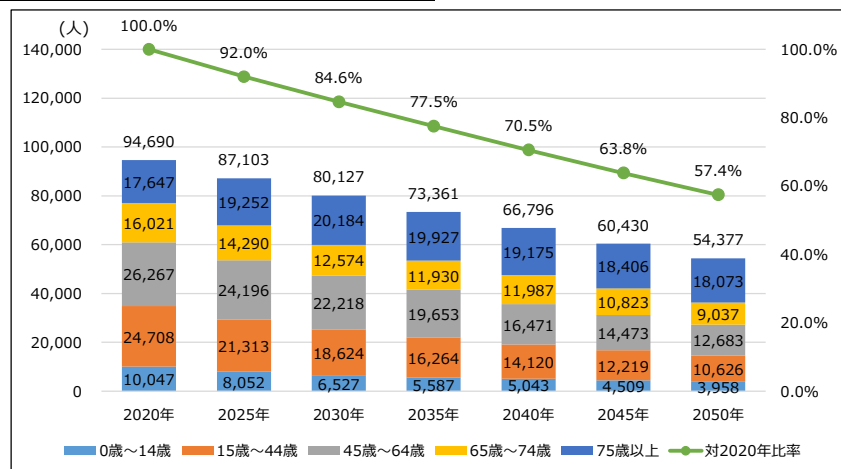
附 則

この要綱は、令和7年10月6日から施行する。

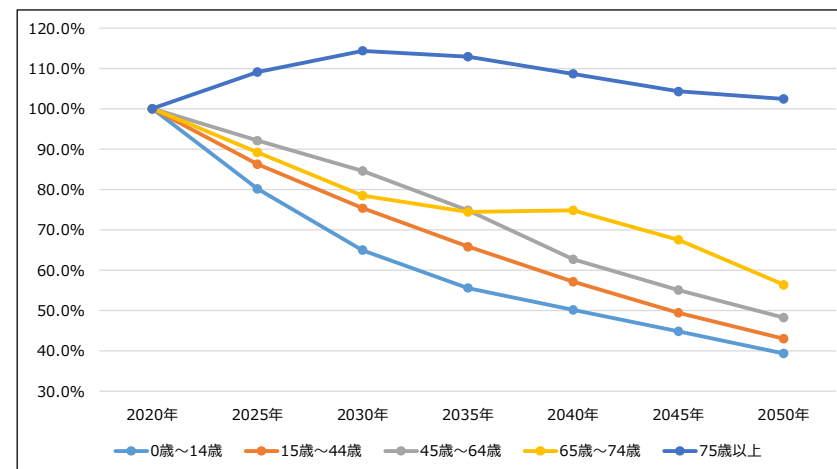
<病床数・病床機能の検討状況について> 将来の人口推移と医療需要

- 秩父医療圏では、人口減少と高齢化の進展により、医療需要は中長期的に変化する見通し。

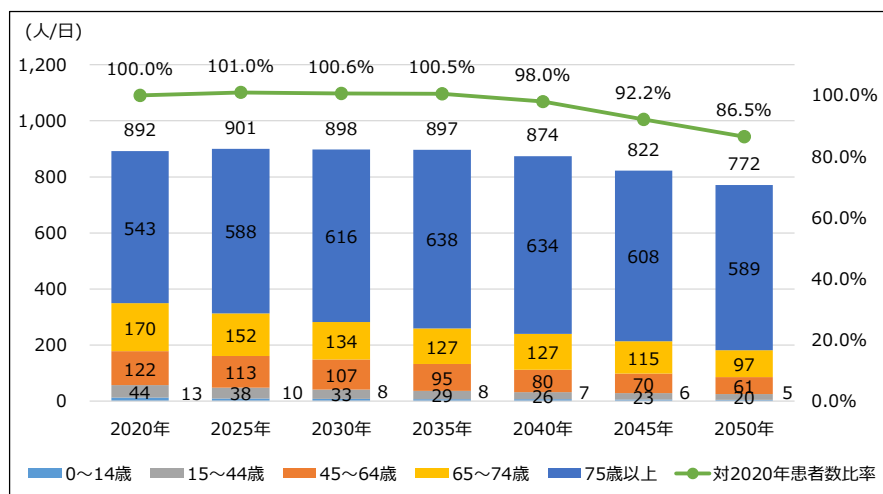
【秩父医療圏】 将来人口推計



【秩父医療圏】 年齢階級別推移（対2020年比率）

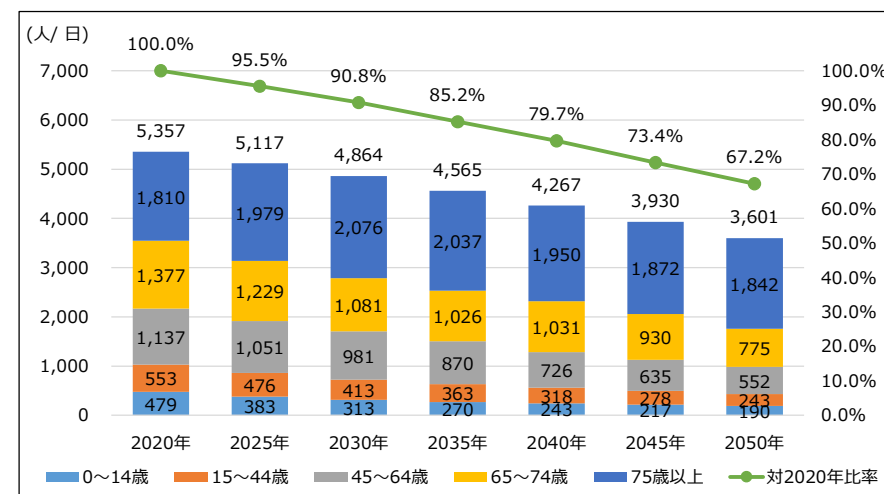


【秩父医療圏】 入院患者将来推計



➡入院患者は、2035年頃までは概ね横ばいで推移、その後は減少していく見込み。

【秩父医療圏】 外来患者将来推計

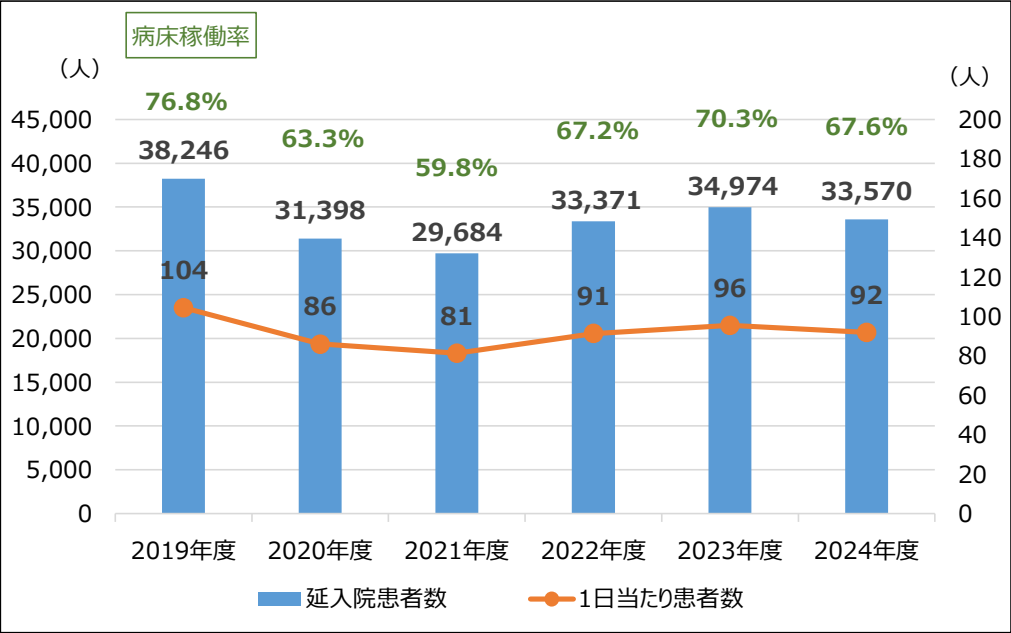


➡外来患者数は今後、徐々に減少していく見込み。

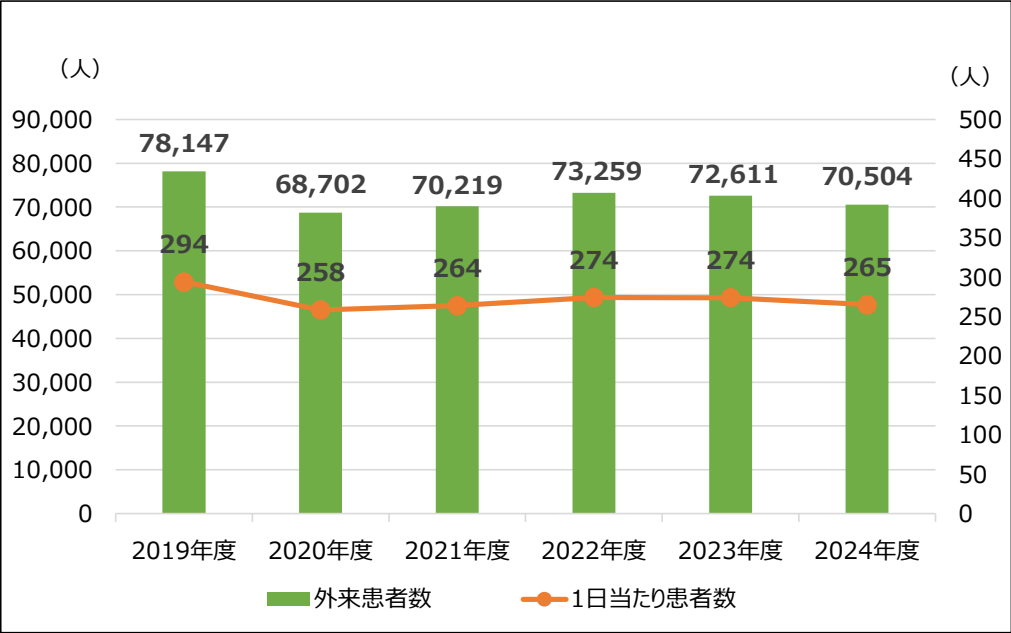
市立病院の患者数・病床稼働率の推移

- こうした状況を踏まえ、秩父市立病院の病床稼働率はコロナ禍の影響による一時的な落ち込みを除き、概ね60%後半で推移している。

【市立病院】 年度別入院患者数の推移



【市立病院】 年度別外来患者数の推移



出典：病院データ

秩父医療圏 医療機関・医療機能ごとの病床数

- 病床数・病床機能については、秩父医療圏全体の医療機関・医療機能ごとの病床数の動向を整理し、今後の需要に即した新病院の病床規模と機能を検討する必要がある。

秩父医療圏 医療機関・医療機能ごとの病床数

区分	市町村	医療機関	医療機能ごとの病床数 (R6.7.1時点)						産科	特記事項
			高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休床中	合計		
病院	秩父市	秩父市立病院		100	36		29	165		
	秩父市	秩父生協病院			40	35		75		
	秩父市	秩父第一病院				100		100		
	秩父市	医療法人花仁会秩父病院		52				52		
	皆野町	医療法人彩清会清水病院				60		60		
	皆野町	医療法人徳洲会皆野病院		60		90		150		慢性期病床を30床休床予定
	小鹿野町	国民健康保険町立小鹿野中央病院		45	50			95		
診療所	秩父市	医療法人岩田産婦人科医院						0	15	産科として15床有する
	秩父市	本強矢整形外科医院		19				19		無床診療所に移行
	長瀬町	長瀬医新クリニック		19				19		
	長瀬町	落合眼科医院		7				7		
		秩父医療圏 合計	0	302	126	285	29	742	15	

出典：令和5年度病床機能報告

秩父医療圏の必要病床数

※()内は地域医療構想の必要病床数との差

4機能区分	該当病棟数	1日当たり入院患者数	定量基準適用時の機能別病床数	病床機能報告の機能別病床数	地域医療構想の必要病床数	病床稼働率(*)	平均在棟日数(*)
高度急性期 計	0病棟	0人/日	(31不足) 0床	(31不足) 0床	31床	-	-
急性期 計	3病棟	107人/日	(19不足) 155床	(128過剰) 302床	174床	69.1%	14.6日
回復期 計	4病棟	107人/日	(5不足) 176床	(55不足) 126床	181床	60.8%	29.9日
慢性期 計	6病棟	194人/日	(71過剰) 285床	(71過剰) 285床	214床	68.0%	81.0日
機能区分不明または休棟・休床中の病床 (※)	5病棟	51人/日	126床	29床☆		40.2%	13.9日
全体	18病棟	458人/日	742床	742床	600床	61.8%	27.0日

※「機能区分不明」とは、入院料の届出なし・不明、様式2不提出等により判定ができないもの。

☆…病床機能報告中、「当年7/1時点の医療機能」が「休棟・休床中」または無回答のもの

*「病床稼働率」「平均在棟日数」は、「年間新規入院患者数と退院患者数とが大きく乖離」「救命救急・ICU等」以外で平均在棟日数が2日間未満「産科以外で病床稼働率が100%超」の病棟を除いて算出。

出典：令和5年度病床機能報告の定量基準分析結果について(令和7年8月27日秩父地域医療構想調整会議より)

新病院の病床数・病床機能の検討状況

- 現在検討中の病床数・病床機能のパターンは下記の通り。

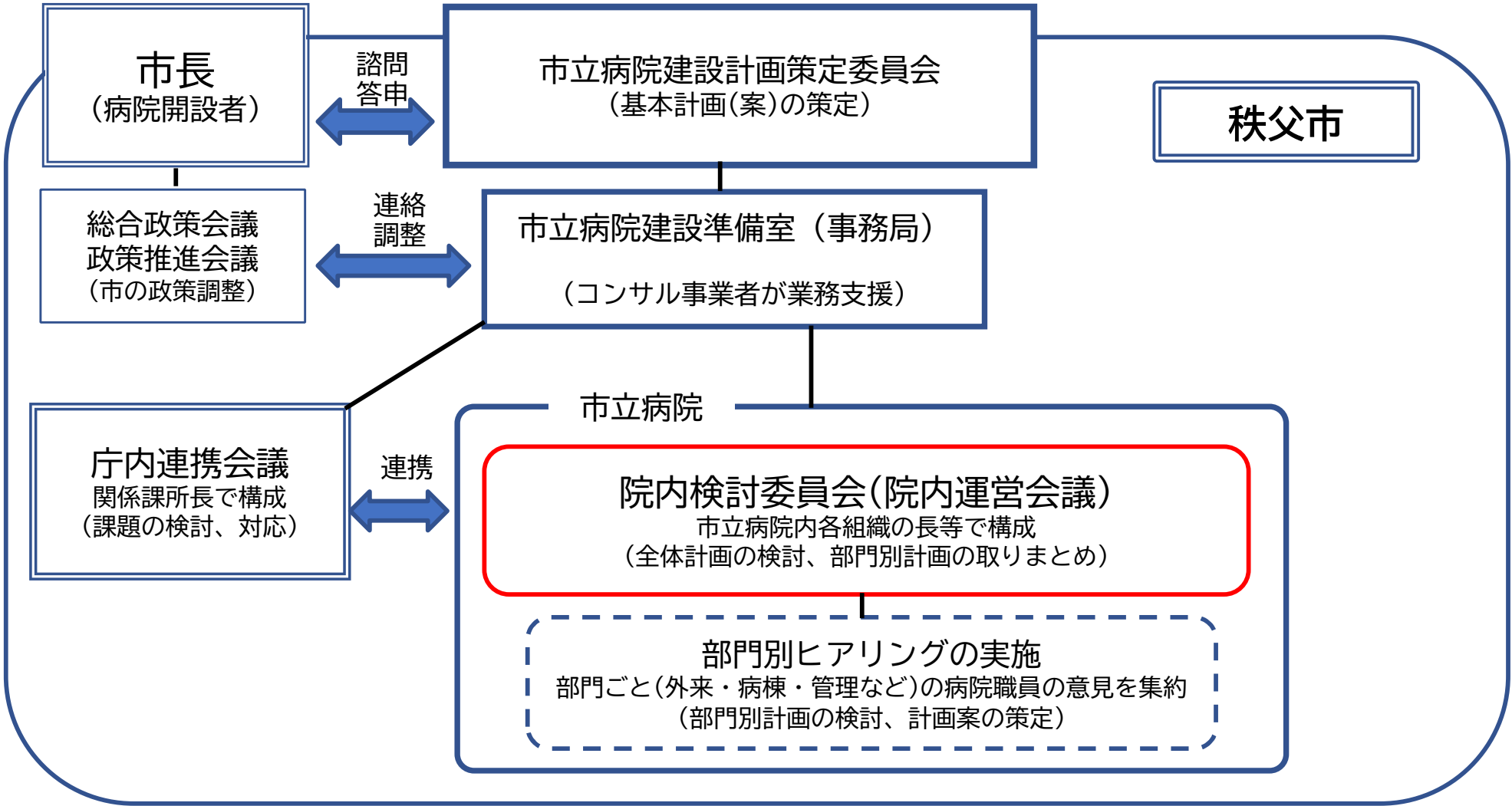
	現状		パターン① (200床)	パターン② (165床)	パターン③ (136床)	パターン④ (120床)
	運用病床数 (136床)	許可病床数 (165床)				
病棟数	3病棟	4病棟	5病棟	5病棟	4病棟	4病棟
病床数	136	165	200	165	136	120
HCU	0	0	4	4	4	4
急性期一般【A】	50	50	50	45	45	38
急性期一般【B】	50	50	50	43	42	33
地域包括ケア	36	36	50	45	45	45
回復期リハ	0	0	46	28	0	0
休床中（急性期）	0	29	0	0	0	0
病床利用率（想定）	67.6%	55.7%	82.2%	82.0%	81.4%	81.5%
HCU	0.0%	0.0%	70%	70%	70%	70%
急性期一般【A】	61.9%	61.9%	80%	80%	80%	80%
急性期一般【B】	61.9%	61.9%	80%	80%	80%	80%
地域包括ケア	83.3%	83.3%	85%	85%	85%	85%
回復期リハ	0.0%	0.0%	85%	85%	0%	0%
入院患者数（1日）	91.9	91.9	164.4	135.3	110.7	97.9
HCU	0.0	0.0	2.8	2.8	2.8	2.8
急性期一般【A】	31.0	31.0	40.0	36.0	36.0	30.4
急性期一般【B】	31.0	31.0	40.0	34.4	33.6	26.4
地域包括ケア	30.0	30.0	42.5	38.3	38.3	38.3
回復期リハ	0.0	0.0	39.1	23.8	0.0	0.0

新病院の病床数・病床機能の検討状況

	現状		パターン① (200床)	パターン② (165床)	パターン③ (136床)	パターン④ (120床)
	運用病床数 (136床)	許可病床数 (165床)				
必要看護師数（概算）	79	79	110	100	85	79
HCU	0	0	10	10	10	10
急性期一般【A】	30	30	29	26	26	23
急性期一般【B】	28	28	29	24	24	21
地域包括ケア	18	18	21	21	21	21
回復期リハ	0	0	16	14	0	0
看護師長	3	3	5	5	4	4
施設認定の可能性			・地域医療支援病院 ※承認要件は複数 ・在宅療養後方支援病院		・不採算地区病院第2種	・不採算地区病院第2種
メリット			①高度急性期から回復期(回復期リハ)までの一連の流れを構築 ②地域で不足する回復期病床の確保	①高度急性期から回復期(回復期リハ)までの一連の流れを構築 ②地域で不足する回復期機能の確保	①ダウンサイジングによる事業費抑制 ②病床数適正化支援事業： 119,016千円見込 ③不採算地区病院第2種： 37,604千円見込	①ダウンサイジングによる事業費抑制 ②病床数適正化支援事業： 184,690千円見込 ③不採算地区病院第2種： 80,580千円見込
デメリット			①患者確保が難しいため、空床発生の可能性あり (約73人/日増が前提) ②Dr.やNr.の確保が難しい (Nr.31人確保が前提) ③規模拡大により事業費増大	①患者確保が難しいため、空床発生の可能性あり (約43人/日増が前提) ②Dr.やNr.の確保が難しい (Nr.21人確保が前提)	①患者確保が必要 (約19人/日増が前提) ②Dr.やNr.の確保が必要 (Nr.6人確保が前提)	①受け皿縮小による収益の限定化

市立病院建設基本計画策定体制

R7. 10. 3現在



R7. 10. 3 現在

秩父市立病院建設基本計画の策定 令和7年度スケジュール（予定）

日 程	項 目	内 容
6/30(月)14:30～ (本庁舎 4-1、4-2)	第1回委員会・諮問	※委嘱・任命、委員長等の互選 ※基本計画案策定について市長から諮問 《議題》建設候補地の検討状況、委員会及びスケジュールなど
7月上旬	コンサル事業者と契約 (基本計画策定支援)	プレゼンテーション審査(6/23)⇒優先交渉権者決定(6/26)⇒契約 7月上旬
7月中旬・下旬	関係部課の職員と打合せ 市立病院経営幹部職員と打合せ	市役所内の関係部課と今後のスケジュールや検討事項等について調整 市立病院の経営幹部職員と今後の院内での検討方法等について調整
8月～9月	関係部課の職員と打合せ 市立病院経営幹部職員と打合せ	市役所内の関係部課と委員会での内容を情報共有、今後について調整 市立病院の経営幹部職員と委員会での内容を情報共有、今後について調整
9月17日	第1回院内検討委員会	市立病院の管理職職員による第1回検討委員会を開催
10/3(金)13:30～ (本庁舎 4-1、4-2)	第2回委員会	《議題》建設候補地、新病院の病床数・病床機能、委員会の会議の公開など
10月22～24日（予定）	現有機器調査の実施	市立病院が所有している医療機器、備品等の把握及びリスト化
10月下旬（予定）	各部門の第1回ワーキンググループ	市立病院の各部門職員による第1回ワーキンググループを開催
10月～12月	院内検討委員会、ワーキンググループ等	検討委員会、ワーキンググループ、関係部課との情報共有を開催
12/22(月)13:30～ (本庁舎 4-1、4-2)	第3回委員会	《議題》今後の進捗状況により検討
1月～2月	院内検討委員会、ワーキンググループ等	検討委員会、ワーキンググループ、関係部課との情報共有を開催
1月～3月（予定）	アンケートの実施	無作為抽出による市民を対象にしたアンケートを実施
2/19(木)13:30～ (本庁舎 4-1、4-2)	第4回委員会	《議題》今後の進捗状況により検討
2月～3月	関係部課の職員や市立病院経営幹部職員と打合せ	情報共有、今後について調整
3/19(木)13:30～ (本庁舎 4-1、4-2)	第5回委員会（開催しない場合あり）	※今後の進捗状況により開催するか検討

※令和7年10月3日現在の予定のため、今後変更になる可能性があります。